

候ハ、私ニて引請云拵可申候右ハ急報迄頓首

御尊父様

武夫拝

27 明治6年1月14日 菊池長閑宛

(長閑注記1)
〔朱書〕
「〔明治六癸酉年〕」

(長閑注記2)
〔朱書〕
「〔長閑注記2〕」

〔(朱書) 一月廿一日午後一時達
同廿五日返書郵便出し〕

(長閑注記1) 第〔拾六号〕 壱号 一月十四日 (長閑注記2)

昨日第一号之尊翰拝見仕大ニ驚愕致候如斯形情ト承知仕候得ハ
強而再願ニ不及を龜忽之取計大なる御迷惑を引起候段拝謝之辞
無之候然ニ監事之添心ニ而文部省ヨリ今一応県ニ掛合致吳候様
可成居候得ハ実ニ不都合之極ニ御座候昨夜も監事ヘ逆も県之様
子ハ申立直之模様無之〔三付〕且一先暫時之間私費願上候方可
宜旨宿元より申来候旨斬候処前条之次第ニ相成居今更引戻事難
相成暫時之内可相待と監事申候如何ニも不都合極候併右ハ全ク
当中学エ願書差出候と同時之事ニ猶又私より文部省ニ申立候儀
ニ無之候間兼て宮部氏ヘニても右之段御談置被下度候右ハ中学
より文部省エ出候者ニテ私より願候ニハ無之且繰言ながら清田氏読
候私之願書之当学より県へ廻候と同時ニテ只文部省よりハ少々後れ
候為ニ御座候何れ文部省より県掛合之上ハ御書出之趣を以テ県より
答ニ可相成候得ハ先立て監事へ御手紙之趣分明ニ談候方可宜と
存居候折角文部省中学及ヒ監事も周旋致吳候上なれハ如何ニも
右之段語り難く且今迄も詐を申居候様ニ候得共不得止事ニ御座
候」当地ニても何分速ニ自費修業之事可申立候」何分玖平之未
タ着不致てハ殆ト込居候如何之訛ニ可有之哉甚不審ニ御座候私
事ハ深く御心配被下間敷罷様取計候可申県より監事へ掛合も御座